

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症等高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の支援を図るため、民法（明治29年法律第89号）第8条、第12条及び第16条に定める後見、保佐又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）の成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の全部又は一部を郡山市成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）として、予算の範囲内で交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付の対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、成年被後見人等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 居住地に関し、次のいずれかに該当する者

- ア 市内に住所又は居所のある者（法令等により他の地方公共団体が援護の実施者である者を除く。）
- イ 市外に住所又は居所のある者のうち、法令等により本市が援護の実施者である者
- ウ その他対象者の福祉を図るため、特に市長が必要と認める者

(2) 収入、資産等に関し、次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者である者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に定める支援給付を受けている者
- イ 成年後見人等に対する報酬の負担により、アに該当するおそれがある者
- ウ 現金、預貯金の合計額（以下「現金等合計額」という。）が60万円以下の者
- エ 現金等合計額が60万円を超える者であって、当該合計額から60万円を超えた額を成年後見人等に対する報酬の支払に充てても、なお報酬の支払に不足が生じる者

(3) 成年後見人等が、配偶者又は4親等内の親族ではない者

(助成金の交付の対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、民法第862条（同法第876条の5第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定により、家庭裁判所による報酬の付与の審判（以下「報酬の付与の審判」という。）により決定された、報酬の付与の対象となる期間（以下「報酬付与期間」という。）に係る成年後見人等に対する報酬の額（以下「報酬額」という。）とする。

2 助成金の額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第1号の補助事業等事業計画書及び同条第2号の補助事業に係る収支予算書は郡山市成年後見制度利用支援助成金支給事業計画書（第1号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、報酬の付与の審判に係る審判書（以下「審判書」という。）の写し及び家庭裁判所に提出した添付書類の写しとする。

2 前項の規定による申請は、審判書に記載されている審判日から3か月以内に行うものとする。

（助成金の交付）

第5条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者（以下「被交付者」という。）に助成金を交付することが困難である場合は、被交付者の成年後見人等に助成金を交付するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、助成金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

（助成金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金の交付の目的以外に助成金を使用しないこと。
- (2) 助成金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（実績報告）

第8条 被交付者は、事業が完了したときは、当該完了の日から3か月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に報告するものとする。この場合において、同条の収支決算書は郡山市成年後見制度利用支援助成金支給事業決算書（第2号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、領収書その他の報酬の支払いが確認できる書類とする。

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により助成金の実績の報告をした者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（概算払）

第10条 市長は、必要と認めるときは、助成金を概算払の方法により交付することができる。

（成年被後見人等の死亡後の報酬の助成）

第11条 対象者が死亡した場合であって、報酬の付与の審判により決定された成年後見人等の報酬の額に当該対象者の遺留財産を充当してもなお不足が生じ

るときは、当該対象者の成年後見人等を対象者とすることができる。

2 前項の規定による対象経費は報酬額から当該報酬に充当することができる遺留財産の額を除いて得た額とし、助成金額の算定は第3条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により助成金の交付の対象とされた成年後見人等の助成金の交付の手続は、第4条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、廃止前の郡山市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年8月1日制定）に基づきなされた助成金の交付の決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に提出されている廃止前の郡山市成年後見制度利用支援事業実施要綱の様式により作成された書類は、この要綱の様式によるものとみなす。

別表（第3条関係）

対象者	助成金の額	成年後見人等1人当たりの上限額	
		区分	備考
第2条第2号アからウまでのいずれかに該当する者	報酬額	・ 成年被後見人等が在宅（入院及び施設入所の期間の合計が90日以内の場合を含む。）の場合 1月当たり28,000円 ・ 成年被後見人等が在宅以外の場合 1月当たり18,000円	・ 上限額は、月を単位として算出する。 ・ 月の途中で場合の区分が変わったとき又は報酬付与期間の始期若しくは終期が月の途中であったときは、日割計算により上限額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を算出する。
第2条第2号エに該当する者	報酬額の支払いに不足する額		



第2号様式（第8条関係）

郡山市成年後見制度利用支援助成金支給事業決算書

交付申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
交付を受けた額	円
成年後見人等への支払額	円